

お客さま各位

おかやま信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

2023年(令和5年)10月1日より開始されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)について、当金庫の対応方法を下記によりお知らせいたします。

また、当金庫は、適格請求書発行事業者として既に登録されておりますので、お客さまが当金庫にお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付するインボイス(適格請求書)に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。なお、消費税の仕入税額控除に関する具体的な要件等につきましては、税理士等にご相談ください。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号 : T5260005001896

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

(1) 営業店窓口等で各種手数料(両替手数料、代金取立手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料など)をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」(以下、インボイス)を交付いたします。

(2) 営業店窓口にて備付けの振込依頼書にてお振込いただいた場合は、複写式となっている振込受取書をインボイスとしてご利用いただけます。

現在、お手元に振込依頼書をお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口にて備付けの新しい振込依頼書をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インボイスの再発行はいたしかねます。大切に保管してください。

現在、これらの帳票類につきましては、順次、改定作業をすすめておりますが、一部の帳票についてゴム版等に対応する場合がございます。予めご了承ください。

2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座から自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成のうえ交付いたします。交付方法は「インターネット」「郵送」「窓口」の3方法となっております。

(1) インターネット交付をご希望のお客さま

インターネットによる交付をご希望のお客さまは、『インボイス管理票発行依頼書』()に必要事項をご記入のうえ、事前のお申込みをお願いいたします。また、本サービスの利用に際しましては、別途、お客さまご自身でのインターネット設定作業が必要となります。

(2) 郵送交付をご希望のお客さま

郵送による交付をご希望のお客さまは、『インボイス管理票発行依頼書』()に必要事項をご記入のうえ、事前のお申込みをお願いいたします。なお、お取引件数が多い場合には2通以上に分かれて郵送されることがございます。

(3) 窓口での交付をご希望のお客さま

窓口での交付をご希望のお客さまは、交付の都度『インボイス管理票発行依頼書』()に必要な事項をご記入のうえ、店頭窓口にご提出ください。

(4) その他

口座振替の方法でお支払いいただいている手数料のうち、一部の手数料はインボイス管理票に掲載されない場合がございます。その場合は、別途、お客さまにインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施してまいります。

対象となるお取引がない月については、インボイス管理票の作成・交付はいたしません。また、作成の有無等に関する特段のご連絡は差し上げませんので、お客さまにて適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

インボイス管理票の交付手数料は無料といたしますが、今後、手数料が必要となる場合もございますので、予めご了承ください。

2023年9月以前のお取引にかかるインボイスについては交付いたしません。

「インターネット」および「郵送」によるインボイスの配信・郵送時期は対象期間の翌々月を予定しております。(例：2023年10月分については、2023年12月中頃のお届けを予定しております。)

()『インボイス管理票発行依頼書』は店頭窓口でお受け取りいただくか、下記の当金庫ホームページから印刷してご準備いただくこともできます。

【当金庫ホームページ】<https://www.shinkin.co.jp/okayama/>

トップページ 重要なお知らせ インボイス制度に向けた当金庫の対応について
ページ下部『インボイス管理票発行依頼書』

3. ATMおよび自動両替機でのお取引について

ATMおよび自動両替機でのお取引により発生する手数料(ATM振込手数料も含む)は原則として3万円未満となります。これはインボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当するため、インボイスの交付はいたしません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

そのため、ATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応するための改定はいたしませんので、予めご了承ください。

4. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金を支払う場合、適格請求書発行事業者の登録を受けているお客さまは、当金庫に対してインボイスの交付をお願いいたします。また、お客さまが適格請求書発行事業者として登録しているかお尋ねさせていただく場合もございます。予めご了承ください。

インボイス制度への対応につきましてご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上